

# 北九州市公害防止条例等の一部改正について (パブリックコメント案の審議)

令和4年6月28日

北九州市 環境局  
環境監視部 環境監視課

## 目次

- 1 北九州市公害防止条例の概要と成果
- 2 北九州市公害防止条例等の一部改正について
  - (1) 新たな課題への対応 (アスベスト規制に関する規定の追加)
  - (2) 条例の一部見直し (環境の改善に伴う一部規定の見直し)
  - (3) 施行規則の一部見直し (条例規制ボイラーを法規制へ一本化)
- 3 今後の進め方及びスケジュール (案)

---

## 1 北九州市公害防止条例の概要と成果

---

3

### 北九州市公害防止条例の制定

---

- 都市活動の活発化・工業化の進展とともに公害による市民生活への影響が拡大したため、市は、昭和45（1970）年に公害防止条例を制定した。

#### 目的

公害の防止について必要な事項を定め、市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図る

#### 公害とは

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。）および悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずること

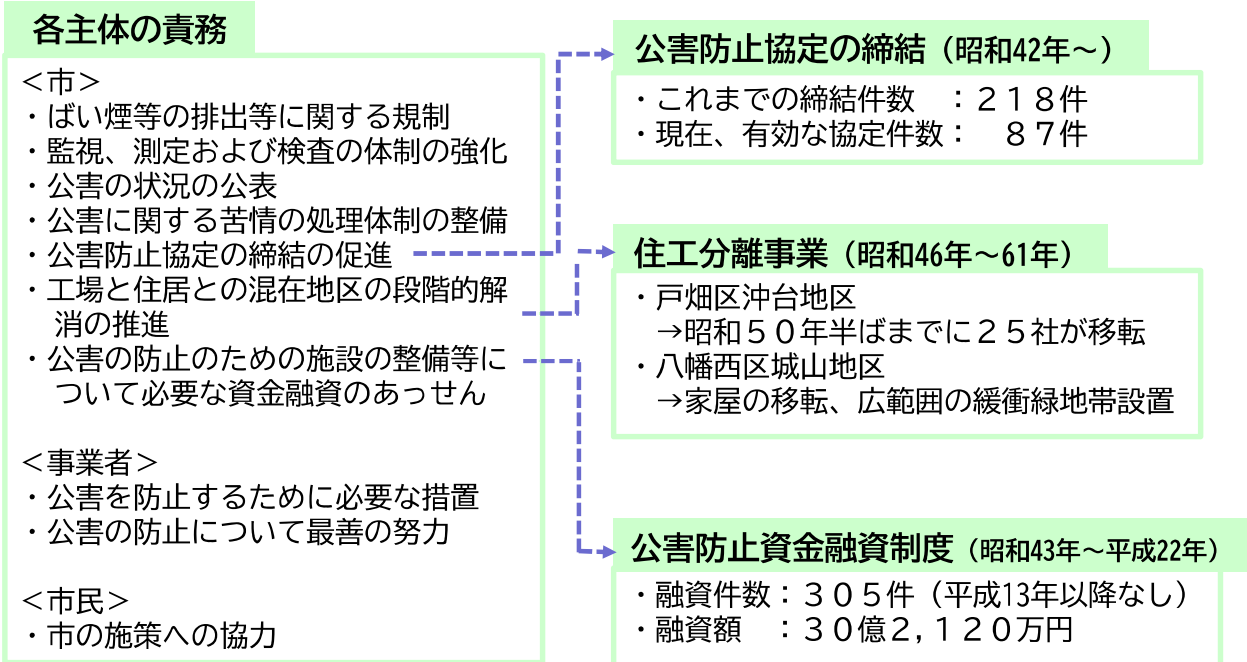
 国の公害関連法令の整備に合わせ、昭和46(1971)年に条例を全部改正

---

4

## 北九州市公害防止条例の概要と成果 ①

- ▶ 市民の健康を保護し、快適な生活環境を保全するため、市や、事業者、市民の責務を規定。



5

## 北九州市公害防止条例の概要と成果 ②

- ▶ 法律の規制対象外の施設を届出対象とし、公害防止上必要な措置を可能とした。

### 指定施設の届出制度

#### <対象施設>

大気、水質、騒音について、規則で定める施設

(例)

- ・大気汚染防止法の規模要件未達の小型ボイラー
- ・騒音規制法に定めのない研摩機 等

### 排出の制限

#### <指定施設の設置者の義務>

- ・規制基準に適合しないばい煙・排出水の排出禁止
- ・敷地境界での騒音規制基準の遵守

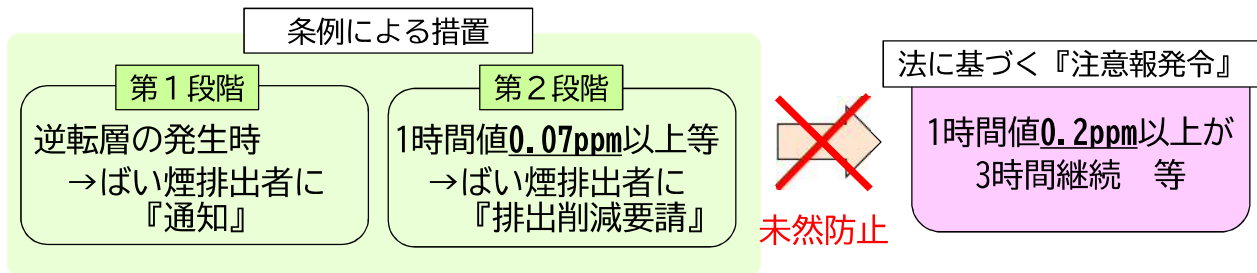
#### <改善措置>

- ・規制基準の違反者等に、市は改善命令や施設の一時停止命令が可能
- ・命令の違反者には、罰則あり

6

## 北九州市公害防止条例の概要と成果 ③

- 条例により、特殊気象（逆転層）発生時等の緊急時の措置（二酸化硫黄）を規定



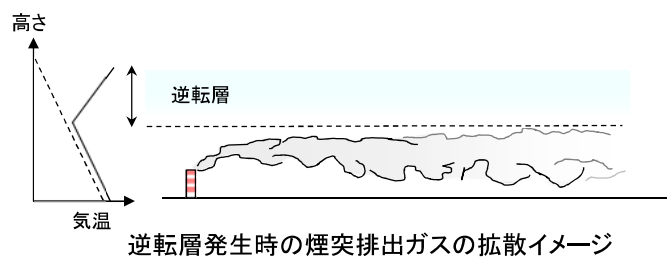
現在の1時間値の最大濃度：0.019ppm(令和2年度)

- ☞ ばい煙排出者への逆転層発生通知は、昭和50年度以降、実績なし。  
(通知実績 昭和46年度:34回、昭和47年度:37回、昭和48年度:23回、昭和49年度:1回)

### (参考) 逆転層

大気は通常、上空ほど気温が低くなるが、上空に気温が高い層ができる場合があり、その部分を『逆転層』という。

逆転層発生時、煙突からの排出ガスが上方へ拡散しにくくなり、地上付近で高濃度汚染が生じやすくなる。



7

## 北九州市公害防止条例の概要と成果 ④

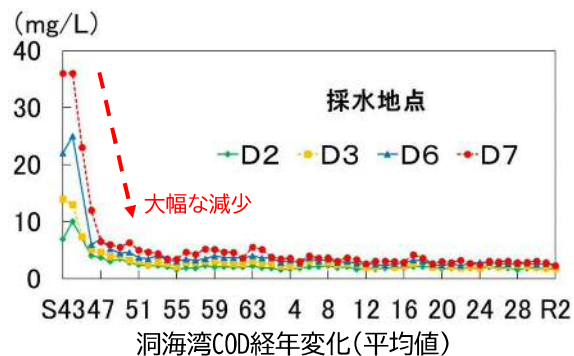
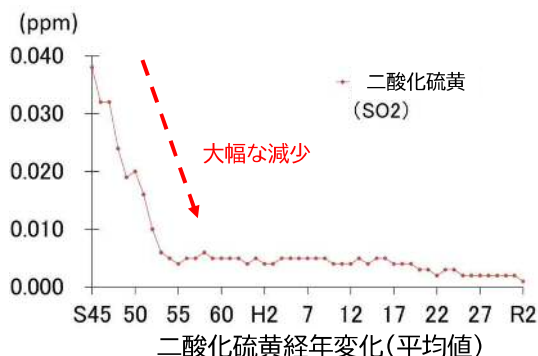
- 公害防止条例のもと、市民・事業者・行政のパートナーシップにより、産業公害は克服され、本市の環境は、現在においても良好な環境が維持されている。

### 大気

- ・ 二酸化硫黄など、ほとんどの項目で環境基準に適合。

### 水質

- ・ 海域や河川の水質は、自然由来の項目等を除き、環境基準に適合。



8

## 2 北九州市公害防止条例の一部改正について

### (1) 新たな課題への対応

9

## 石綿（アスベスト）とは

- ・天然に生成した極めて細かい鉱物繊維で、熱、摩擦や薬品に強く丈夫な性質
- ・建築材料として、昭和30年頃から、天井の吹付け材やボイラー等の配管の断熱材・保温材など様々な建築物等に使用
- ・呼吸とともに吸入されることにより、人体に悪影響(肺がん・中皮腫など)を与える高いおそれ ⇒ 現在、製造・輸入・使用等が全面禁止 (平成18年9月1日～労働安全衛生法)
- ・使用方法によって、解体時の『発じん性』に違いがある

### 石綿の使用例

吹付け石綿



発じん性：著しく高い

石綿含有断熱材等

(保温剤)



発じん性：高い

石綿含有成形板等

(石綿含有スレート波板)



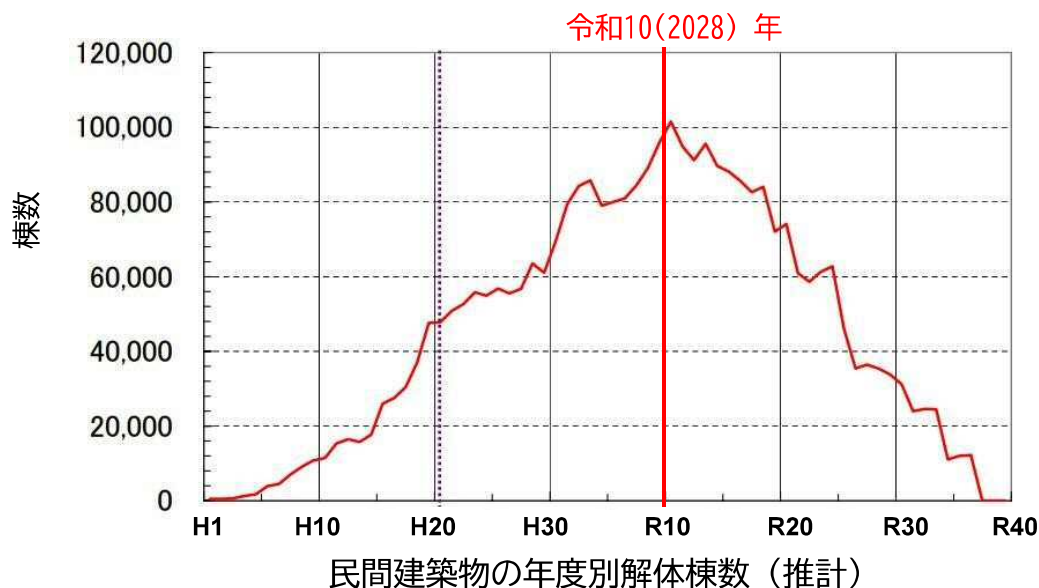
発じん性：比較的低い

出典：国土交通省「目で見えるアスベスト建材（第2版）」

10

# 解体工事件数の動向

- 吹付け石綿等を含む建築材料を使用している可能性がある鉄骨造・鉄筋コンクリート造の民間建築物の解体工事件数は、今後増加し、令和10年頃にピークを迎える見込み（国土交通省推計）。



出典：社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会（第5回）資料

## （参考）改正大気汚染防止法の周知の取組

- 改正法の概要を、ホームページや事業者等への通知、環境情報誌「ていたんプレス」、チラシやポスター等の様々な方法により周知

**石綿(アスベスト)の規制が強化されます!**

石綿は天然に生成した極めて細い鉱物繊維で、耐火・断熱・保温等の目的で建築材料(建材)に使用されてきました。現在は石綿含有建材の製造等は禁止されています。

**(石綿含有建材の種類)**

- 吹付け石綿(レベル1建材)
- 石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2建材)
- 石綿含有成形板等(レベル3建材)

解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、大気汚染防止法の一部が改正され、令和3年4月1日より施行されます。

●これまで規制対象ではなかったレベル3建材を規制対象に追加(令和3年4月1日施行)

レベル3建材についても、法律において除去作業の方法が定められました。

■作業方法  
原則、切断、破砕等することなく原形のまま取り外すこと

お問い合わせ先：環境局環境監視課 ☎582-2290

大気汚染防止法が改正され、令和3年4月から石綿(アスベスト)飛散防止策が強化されました。

**規制対象の拡大**

規制の対象に、新たに「石綿含有成形板等(レベル3建材)」が追加されました。レベル3建材の除去については**作業実施届出は不要**ですが、**作業基準を遵守する必要があります**。

●手ばらし等が技術上著しく困難なときに限り、対象建材を薬液等で溶濁化してから除去してください。  
なお、けい酸カルシウム板第1種を手ばらしせずに除去する場合は、溶濁化に加えて周辺養生も必要です。

**事前調査の実施**

建築物等の解体・改築・補修工事を行う際は、**石綿含有建材の使用の有無を調査する必要があります**。また、**事前調査の方法が法定化**されました。(右図の手続参照)

※令和4年4月からは、事前調査結果を国土院へ報告する必要があります。詳しくは、国土院ホームページ「事前調査」の「事前調査結果報告書」等の掲載情報が参照する必要があります。

**石綿含有建材の使用箇所の別**



- 石綿含有断熱系サイディング
- 石綿含有建材集合体断熱系サイディング
- 石綿含有断熱材
- 石綿含有断熱材断熱シート
- 石綿含有断熱材断熱シート
- 石綿含有断熱材断熱シート
- 石綿含有断熱材断熱シート
- 石綿含有断熱材断熱シート
- 石綿含有断熱材断熱シート
- 石綿含有断熱材断熱シート

ていたんプレス66号（令和3年3月15日）

法改正周知用のチラシ

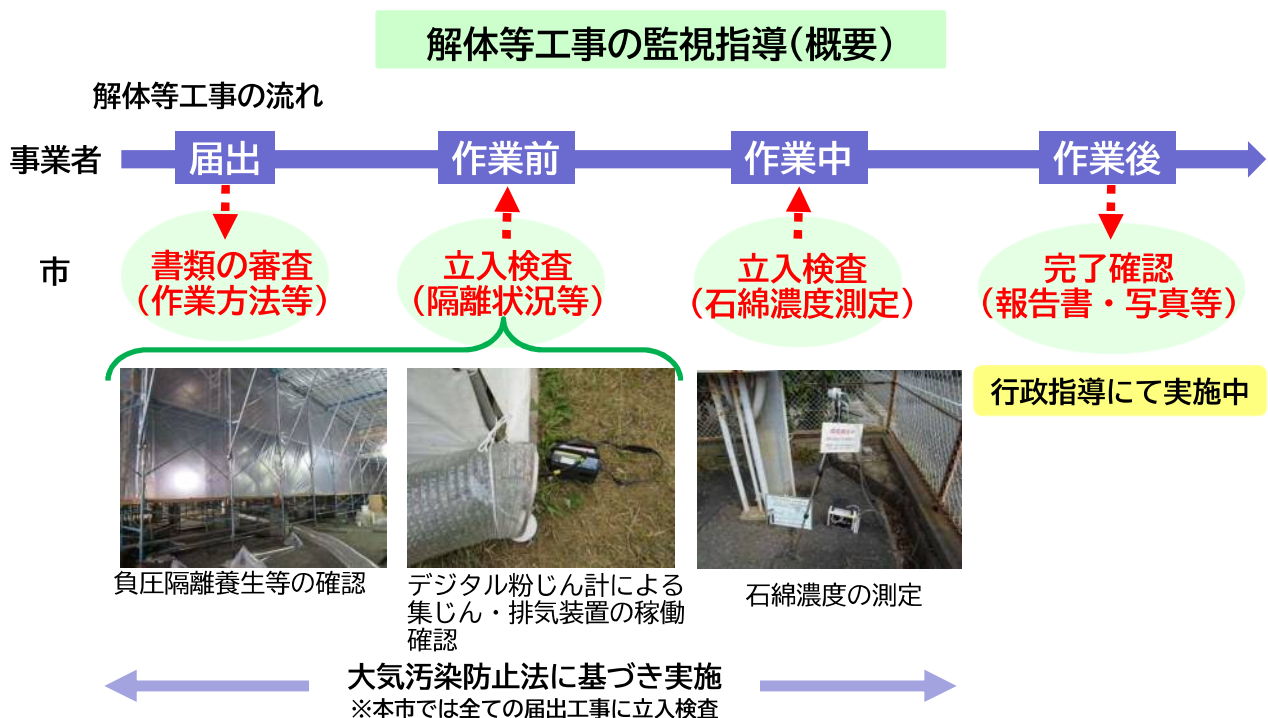
# 大気汚染防止法における石綿規制

- 現在、石綿含有が明らかになった建築物等の解体・改造・補修工事（解体等工事）を行う場合、大気汚染防止法により、以下の規制が義務付けられている。

吹付け石綿 石綿含有断熱材等	石綿含有成形板等
 <p>発じん性：著しく高い      発じん性：高い</p>	 <p>石綿含有スレート波板      外壁のサイディング      天井の石膏ボード</p> <p>発じん性：比較的低い</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体等工事時に事前届出(作業内容)が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体等工事時に事前届出は不要 ※労基署に作業内容の報告が必要 ※市は建設リサイクル法届出時に作業内容を確認</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中の作業基準の遵守(負圧隔離、集じん機の設置等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中の作業基準の遵守(基本、原形のまま手ばらし)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の現場において、事前調査結果、作業方法等の掲示が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の現場において、事前調査結果、作業方法等の掲示が必要</li> </ul>

# 石綿に対する現在の本市の対応

- 本市は、届出対象工事に際し、法規制以上の対策に取組み、飛散防止の徹底に努力



# 石綿に関する新たな条例規定の追加（案）

➤ 条例に新たに石綿に関する以下の規定を追記・新設

## 市の責務

- ・石綿の飛散による市民の健康被害を防止するため、市の責務に必要な措置を講ずることを追記

## 解体等工事関係者（発注者、元請業者、下請負人及び自主施工者）の努力規定

- ・解体等工事関係者に対し、大気汚染防止の努力規定を新設

## 届出対象工事完了後の報告義務

- ・届出対象工事について、発注者（自主施工者含む）に、解体等工事中の作業記録の報告義務を新設

### 作業記録による主な報告事項

- 作業場・前室の負圧隔離確認結果
- 集じん・排気装置の正常稼働確認結果
- 負圧隔離解放前の「薬液散布・清掃等の状況」、「作業場内の石綿濃度測定結果」、「有資格者による除去完了確認日及び確認方法」

15

## 2 北九州市公害防止条例の一部改正について (2) 条例の一部見直し

16



## 市の責務に係る規定の一部見直し（案）

- 市による住工分離が完了したこと、公害防止設備の設置が進んだことを踏まえ、市の責務の一部を見直す。

### 工場と住居との混在地区の段階的解消の推進（第4条関係）

- ・ 市による住工分離事業が完了し、現在は都市計画法に基づき対応が取られていることから、条文を廃止

### 公害防止に係る必要な資金の融資のあっせん（第4条関係）

- ・ 公害防止資金融資制度は、平成13年度以降利用がなく、平成21年度に廃止され、融資限度額及び資金使途の面でより利用しやすい市の中小企業融資制度に統合
- ・ 公害防止設備が既存工場では既に設置済みであり、新設工場では一連の設備として整備されるため、条文を廃止

17

## 硫黄酸化物に係る上乘せ規定等の見直し（案）

- 条例で上乘せしている規定等を整理し、大気汚染防止法による規制へ一本化

### 特殊気象（逆転層）の発生の情報提供（第17条関係）

- ・ 特殊気象（逆転層）は、その発生に伴い『硫黄酸化物』の拡散を妨げ、地上付近の濃度が高まるため問題とされており、発生時に市長は企業に情報提供を行う
- ・ 脱硫技術の向上等に伴い、昭和51年度以降、二酸化硫黄は全測定局で環境基準に適合しており、情報提供を行う必要性がないため、条文を削除

### 緊急時の措置等（第18条関係）

- ・ 大気汚染防止法に定める緊急時措置を、条例では硫黄酸化物に限り、法の緊急時措置にわずかに先行して協力要請が可能
- ・ 市内の大気環境が改善し、脱硫技術の向上等により、今後もその可能性はほぼないため、条文を削除し、法律に基づく対応に移行

### 自動測定記録装置の設置義務（第19条関係）

- ・ 大気汚染防止法では、一定規模以上のばい煙を発生する「特定工場」に常時監視を義務付け
- ・ 条例では「特定工場」以外の同規模の工場にも常時監視を義務付け
- ・ 近年では、LNG等の硫黄分を含まない燃料への転換等が進んだ結果、対象施設は存在せず、将来的にも設置の可能性がほぼないため、条文を削除

18

## 2 北九州市公害防止条例の一部改正について

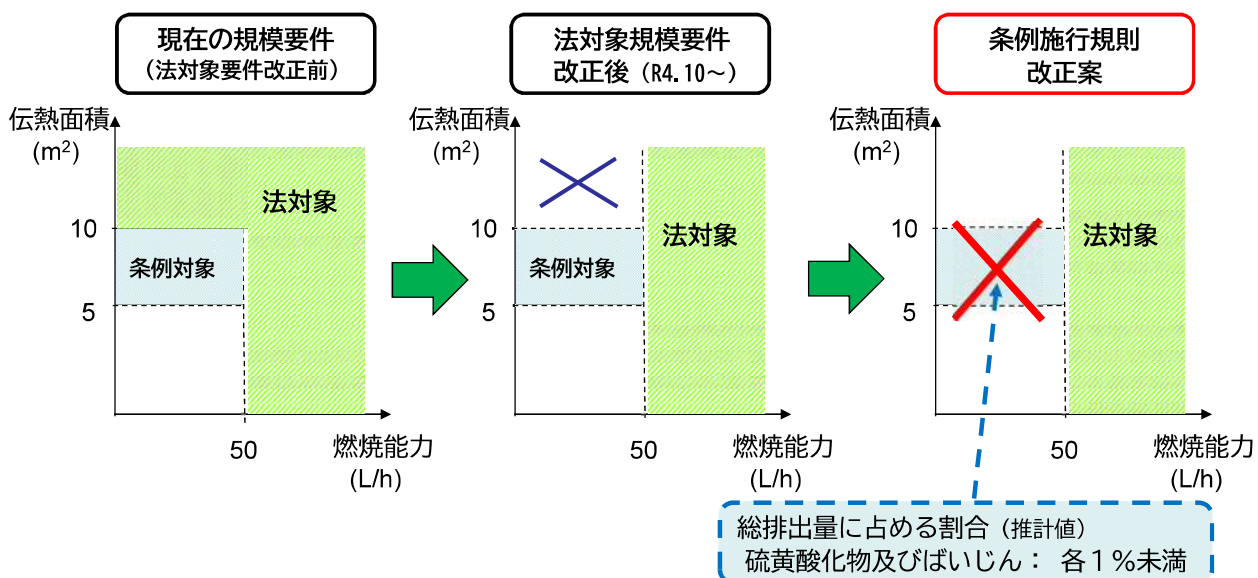
### (3) 施行規則の一部見直し

### 条例施行規則の改正(ボイラー要件の撤廃)

- 国の規制改革の検討の中で「伝熱面積と排ガス量は相関が無い」と結論づけられ、法の対象となるボイラーの要件から「伝熱面積」が撤廃 (R4. 10月施行)

法と同様に

本市条例の対象となるボイラーの要件を撤廃。法規制に一本化



---

### 3 今後の進め方及びスケジュール（案）

---

21

#### 今後の進め方及びスケジュール（案）

---

令和4年1月	環境審議会へ諮問 ・改正の方向性の検討
令和4年6月	環境審議会にて審議 ・パブリックコメント案
令和4年7月	常任委員会報告
令和4年7～8月	パブリックコメント実施
令和4年10月以降	環境審議会にて審議 ➡ 答申  常任委員会報告  改正議案を議会へ上程

---

22